

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月31日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
沖縄職業訓練支援センター契約担当役所長 祁答院忠義

1 調達内容

(1) 件名及び数量

訓練用機器（溶接用ヒューム管集塵装置）の保守業務 3台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限

契約締結の翌日から平成25年9月30日まで

(4) 履行場所

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄職業訓練支援センター
溶接実習場前（屋外）

住所：沖縄県中頭郡北谷町字吉原728-6

(5) 入札方法

イ 入札金額は、総価を記載すること。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25年8月19日現在全省庁統一資格 物品の製造（115・121）、物品の販売（215・221）のA～D等級の認定を受けている者であること。

※全省庁統一資格参考HP

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒904-0105 沖縄県中頭郡北谷町吉原728-6
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄職業訓練支援センター
総務課経理係 電話098-936-1755 本山・木鉛・神田
- (3) 入札説明書の交付方法

本公告の翌日から3の(1)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に交付する。

なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、仕様書交付希望の調達No、会社名、全省庁統一資格の登録番号(申請中の場合は記載不要)、担当者名及び電話番号を記入のうえ、okinawa-vc01@jeed.or.jpあて送信すること。

※電子メールの件名は、『「溶接用ヒューム管集塵装置の整備業務」入札説明書の送付依頼』とすること。

- (4) 入札書の受領期限

平成25年8月19日 午後4時まで

- (5) 開札の日時及び場所

日時：平成25年8月21日 午前11時より

場所：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄職業訓練支援センター
事務棟1階小会議室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金全額免除
- (3) 入札の無効本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否要。また、本入札に関し、落札者との契約にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を締結することとしていること。
- (5) 落札者の決定方法予独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第60条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等

の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）